

府有施設への電気自動車用充電設備導入事業  
-仕様書 -

1 本事業の実施期間

- (1)電気自動車用充電設備(以下、「EV充電設備」という。)の利用を開始する時期は、大阪府(以下、「府」という。)と事業者との協議により決定する。
- (2)事業期間は、EV充電設備の利用を開始した日から起算して10年間とし、事業期間終了後の取扱いは双方の協議によるものとする。

2 EV充電設備の設置を想定している施設

- (1)府が想定しているEV充電設備を設置する施設は別紙のとおりである。
- (2)最終的なEV充電設備の設置可否については、協定締結後の現地調査を踏まえ、府と事業者との協議により決定する。

3 本事業の実施に伴う条件等

- (1)EV充電設備の整備・運用にあたっては、別に府等と覚書等を締結するものとする。
- (2)EV充電設備の整備等に係る各種の手続きに要する費用は、事業者の負担とする。
- (3)事業者は、EV充電設備の設置に必要な用地等について、場所、範囲、原状回復及びその他許可条件について府と事前に協議する。
- (4)EV充電設備を設置する用地について、府は使用を許可し、EV充電設備の利用を開始した日から起算して5年間は、その使用料を免除するものとする。なお、5年後の更新時に使用料を免除するかどうかは将来の収支見通し(充電設備の利用状況等)等を確認の上、判断するものとする。
- (5)EV充電設備の設計・整備、運用管理、保守メンテナンス等、EV充電設備の運用に係る一切について、事業者は事前に府等と十分に協議を行ったうえで自らの負担により行うこととし、府の負担は一切無い。  
また、来庁者の安全性を確保することとし、問合せ、苦情及び第三者との間における紛争等が発生した場合、事業者として責任ある立場で適切に対応・解決するものとし、府は一切の責任を負わない。
- (6)EV充電設備の設置にあたっては、故障時等の連絡先を明記すること。
- (7)利用実態に関する各種データを収集し、府から求めのあった場合には、当該データを府へ速やかに提供すること。
- (8)EV充電設備について、上記1(2)の協議の結果、事業を終了することとなった場合は、事業者の負担によりEV充電設備を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。ただし、府が継続して利用する場合はこの限りではない。
- (9)設置に伴う調査や工事の実施にあたっては、施設の運用を維持しつつ行うものと

し、施設の利用に支障が生じない措置を講じること。また、やむを得ず停電作業等を行う場合は、事前に府と協議を行うものとする。

- (10) 充電時の電力について、原則、事業者が、新規に電気引込工事を行った上で、小売電力事業者と電力契約を締結することにより、直接調達すること。

新規の電気引込工事が困難な場合、施設の駐車場区画や契約電力等を十分に考慮し、施設の駐車場及び電力使用設備の運用に支障をきたすことのないようEV充電設備の規模や工法等を提案するものとする。

- (11) EV 充電設備の利用時間は、施設駐車場の営業日、営業時間に合わせるとともに、府有施設の点検や整備等により臨時休館日がある場合は、対応できるような仕様とすること。なお、これに係る一切の補償を府等に請求することはできないものとする。

- (12) 事業者は、EV充電設備の利用者から利用料を徴収し、その利用料金については、事業者が決定するものとする。また、利用料金は本事業で設置する全てのEV充電設備で同様とすること。

- (13) 上記(12)に記載の利用料金については、事業の実施期間中は原則固定とするが、社会情勢等に鑑み、見直しを希望する場合は府と協議のうえ決定するものとする。

- (14) EV充電設備の利用により生じた電気料金は、事業者が負担するものとする。なお、府がEV充電設備の利用に必要な電力を提供し、事業者が当該使用電力分の電気料金相当額を府に対して精算する場合は、事業者が当該電気料金を負担したものとみなす。

- (15) 上記(14)のうち「事業者が当該使用電力分の電気料金相当額を府に対して精算する場合」に関して、精算は施設ごとに年度ごとに行い、当該年度分の電気料金相当額を翌年度4月末までに、府の指定する方法により支払うものとする。

なお、府が毎月の精算を希望する場合はこの限りではない。

- (16) 電気料金を府に支払う場合は、子メーターの指示値により計測した使用量に応じて府等が算出した額を支払うこと。また、振込み手数料は事業者の負担とする。

なお、設置する子メーターについては、常に適正なものとし、事業者の負担により設置・更新すること。

- (17) ブレーカー等の交換及び設置等の措置を行う場合には、府と協議のうえ、事業者の負担により実施すること。

- (18) 事業者は、EV充電設備の運転開始前後に事故や障害等が発生した場合は、ただちに府に連絡したうえで迅速に対応し、その結果を府に報告しなければならない。また、府や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様とする。災害及び窃盗被害等によりEV充電設備が腐食・損傷等した場合、府の負担は一切無く、そのリスクは事業者が負担すること。また、EV充電設備の修理又は交換を行う際は、利用者の不便とならないよう迅速に行うこと。

- (19)事業者は、EV充電設備に起因する事故や障害等により、利用者や府有施設等が怪我や損傷等の損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。
- (20)事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合やEV充電設備の整備及び管理に関する府との合意事項(協定書、行政財産使用許可書等において定める事項)に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合その他事業者の責めに帰すべき事由により府が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。
- (21)事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、府が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができるものとする。
- (22)上記(21)において、いずれの事業者にも権利及び義務を継承させない場合には、事業者の責任と負担により速やかに原状回復するものとする。
- (23)本事業を実施するにあたり、事業者が府との間に取り交わす協定に定める義務を履行しない場合には、協定を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復するものとする。
- (24)本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、両者の協議により決定する。